Chapter

7-1 決算書の名称と種類

決算書は、会計に関する法律ごとにその名称が異なります。これらの法律は、経理上のルールとして守るべきものです。この法律には、「会社法」「金融商品取引法（財務諸表等規則）」「法人税法」「所得税法」等があります。

1 決算書の概要

一般名称	会社法	金融商品取引法（財務諸表等規則）
決算書	計算書類等	財務諸表
①貸借対照表(B/S)	貸借対照表	貸借対照表
②損益計算書(P/L)	損益計算書	損益計算書
③キャッシュ・フロー計算書(C/S)		キャッシュ・フロー計算書
④株主資本等変動計算書(S/S)	株主資本等変動計算書	株主資本等変動計算書
⑤製造原価報告書	（製造原価報告書）	当期製品製造原価の内訳を記載した明細書
⑥個別注記表	個別注記表	
⑦附属明細書	計算書類の附属明細書	附属明細表
⑧事業報告書	事業報告の附属明細書	

一般名称	法人税法	所得税法
決算書	決算書	青色申告決算書（白色申告の場合は「収支内訳書」）
①貸借対照表(B/S)	貸借対照表	貸借対照表（資産負債調）
②損益計算書(P/L)	損益計算書	損益計算書（収支内訳書）
③キャッシュ・フロー計算書(C/S)		
④株主資本等変動計算書(S/S)	株主資本等変動計算書	
⑤製造原価報告書	（製造原価報告書）	（製造原価の計算）
⑥個別注記表	（個別注記表）	
⑦附属明細書	勘定科目内訳明細書	（明細書）
⑧事業報告書	法人事業概要説明書	

※製造原価報告書は、製造業のみであり、建設業に関しては、「工事原価報告書」となります。

2 決算書の形式

決算書のうち、貸借対照表と損益計算書については、「報告式」と「勘定式」の２つの形式があります。

（1）報告式

報告式とは、上から順番に記載していく方法です。

貸　借　対　照　表

平成X年3月31日

資産の部

【流動資産】		
現金預金	800	
受取手形	50	
売掛金	200	
有価証券	50	
商品・製品	30	
未収金	20	
流動資産合計		1,150
【固定資産】		
建物	1,600	
機械装置	800	
減価償却累計額	−850	
固定資産合計		1,550
資産合計		2,700

負債の部

【流動負債】		
支払手形	340	
買掛金	250	
預り金	5	
未払金	20	
流動負債合計		615
【固定負債】		
長期借入金	305	
退職給与引当金	120	
固定負債合計		425
負債合計		1,040

純資産の部

【株主資本】		
資本金	1,400	
資本金合計		1,400
利益剰余金		
利益準備金	200	
繰越利益剰余金	60	
利益剰余金合計		260
株主資本合計		1,660
純資産合計		1,660
負債純資産合計		2,700

損　益　計　算　書

自平成Y年4月1日　至平成X年3月31日

【営業損益の部】		
【営業収益】		
売上高合計		700
【営業費用】		
【売上原価】		
当期商品仕入高	400	
合計	400	
売上原価		400
売上総利益		300
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		200
営業利益		100
【営業外損益の部】		
【営業外収益】		
受取配当金	10	
営業外収益合計		10
【営業外費用】		
支払利息・割引料	5	
有価証券売却損	4	
営業外費用合計		9
経常利益		101
【特別損益の部】		
特別利益		5
特別損失		5
税引前当期利益		101
法人税及び住民税・事業税		51
当期利益		50

(2) 勘定式

勘定式とは、借方と貸方に区分して左右に記載していく方法です。

貸 借 対 照 表

平成X年3月31日

資産の部		負債の部	
【流動資産】	(1150)	【流動負債】	(615)
現金・預金	800	支払手形	340
受取手形	50	買掛金	250
売掛金	200	預り金	5
有価証券	50	未払金	20
商品・製品	30	【固定負債】	(425)
未収金	20	長期借入金	305
【固定資産】	(1,550)	退職給与引当金	120
【有形固定資産】	1,550	負債合計	1,040
建物	1,600	純資産の部	
機械装置	800	【株主資本】	
減価償却累計額	-850	資本金	1,400
		利益剰余金	(260)
		利益準備金	200
		繰越利益剰余金	60
		純資産合計	1,660
資産の部合計		負債純資産合計	2,700

損 益 計 算 書

自平成Y年4月1日　至平成X年3月31日

費　用	金　額	収　益	金　額
売上原価	400	売上	700
販管費	200	受取配当金	10
支払利息等	5	特別利益	5
有価証券売却損	4		
特別損失	5		
(税引前当期利益)	101		
合　計	715	合　計	715

3　貸借対照表の内容

(1) 貸借対照表の内容

貸借対照表とは、決算日における会社の財政状態を表すもので、「バランスシート」または「B／S」(「ビーエス」と読む) とも呼ばれます。

この貸借対照表とは、会社が資金をどこから調達し、その資金をどのように運用しているかを示しています。

貸借対照表は、大きく分けて「資産」「負債」「純資産」の 3 つになることは今までにみてきたとおりです。

資産は、会社が調達した資金を現金・売掛金・建物等の財産として運用している結果を表しています。

負債は、会社以外の人から買掛金・支払手形・借入金等の債務としてどのように資金を調達したかを表すもので、「他人資本」ともいわれます。

純資産とは、株主等から出資された資本金や剰余金として返済する義務のないものです。「自己資本」も概ね同じ意味で使われます。

この 3 つの要素には、次の 2 つの算式が成立します。

①貸借対照表等式

資産＝負債＋純資産

②資本等式

純資産＝資産—負債

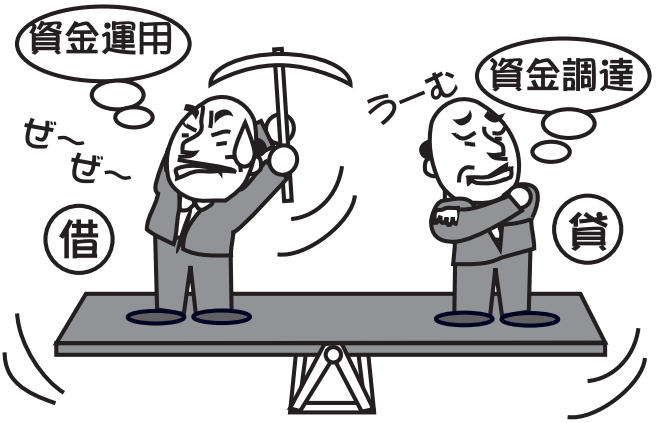

貸借対照表

(2) 貸借対照表の配列方法

貸借対照表とは、決算日における会社の財政状態を表すものですが、その内容を記載するのにいくつかの決めごとがあります。それは、次の基準によります。

①流動性配列法

貸借対照表は、流動性配列法により換金性の高いものから低いものへ順に記載されます。つまり、資産の部は現金が一番上で預金・受取手形・売掛金といった順序になります。

負債の部は、支払手形・買掛金といった順序になります。

②正常営業循環基準

正常営業循環基準とは、流動項目と固定項目を区分する第一の基準で、通常の営業取引上発生した債権が資産の部の「流動資産」になります。これにより、現金・預金・受取手形・売掛金・商品・原材料等が流動資産となります。

同様に営業取引上発生した債務が負債の部の「流動負債」になります。これにより、支払手形・買掛金等が流動負債となります。

③ 1 年基準（ワンイヤールール）

この 1 年基準も、流動項目と固定項目を区分する基準です。この基準は、上記②の正常営業循環基準で判断できなかった債権・債務について、決算日の翌日から 1 年以内に回収期限・支払期限がくるものについて流動資産・流動負債とするというものです。

この基準により 1 年以内に回収される部分の貸付金や未収入金等が流動資産となり、1 年を超えて回収される部分の貸付金や未収入金等が固定負債となります。

1 年以内に支払う予定の部分の借入金等が流動負債となり、1 年を超えて支払う予定の部分の借入金等が固定負債となります。

このように正常営業循環基準や 1 年基準で流動資産に該当しないものが、固定資産となります。

また、流動負債に該当しないものは固定負債となります。

貸　借　対　照　表　　平成X年3月31日

資産の部			負債の部		
Ⅰ 流動資産			Ⅰ 流動負債		
1.現金預金		160	1.支払手形		300
2.受取手形	500		2.買掛金		350
3.売掛金	700		3.未払税金		30
計	1,200		4.未払法人税等		150
4.貸倒引当金	50	1,150	流動負債合計		830
5.有価証券		300	Ⅱ 固定負債		
6.商品		200	1.長期借入金		400
7.前払費用		20	固定負債合計		400
流動資産合計		1,830	負債合計		1230
Ⅱ 固定資産			純資産の部		
1.備品	300		Ⅰ 株主資本		
2.減価償却累計	100	200	1.資本金		800
額		700	2.資本剰余金		
3.土地		400	資本準備金	300	
4.建設仮勘定		1,300	その他の資本剰余金	50	350
固定資産合計			3.利益剰余金		
Ⅲ 繰延資産		100	利益準備金	50	50
1.新株発行費		100	その他の利益剰余金		
繰延資産合計			任意積立金	500	
			繰越利益剰余金	300	800
			Ⅱ 評価換算差額等		△150
			Ⅲ 新株予約権		150
			純資産合計		2,000
資産合計		3,230	負債純資産合計		3,230

4　損益計算書の内容

損益計算書は、事業年度における会社の営業成績を表すもので「P/L」（「ピーエル」と読む）とも呼ばれます。

利益を計算する要素は、収益と費用です。このことにより次の算式（損益計算書等式）が成り立ちます。

収益＝費用＋利益（当期利益）

利益は段階的に計算され、それぞれ意味が異なってきます。それぞれの内容をみていきましょう。

（1）売上総利益

売上総利益とは、売上高から売上原価を控除した金額のことで、粗利益ともいわれ、企業の経営活動の大本となる利益です。

（2）営業利益

営業利益とは、売上総利益から販売費及び一 管理費を控除した金額のことで、企業の営業活動結果としての利益を表します。

（3）経常利益

経常利益とは、営業利益に営業外収益を加えて営業外費用を控除した金額です。この営業外収益と営業外費用とは、企業の営業活動以外の活動（主に財務活動）による収益・費用をいいます。

この経常利益とは、企業の経常活動による利益を表すもので、企業を評価する場合に重要となる利益です。

（4）税引前当期純利益

税引前当期純利益とは、経常利益に特別利益を加え特別損失を控除した利益のことをいい、企業活動の結果としての利益を表します。

（5）当期純利益

当期純利益とは、税引前当期純利益から法人税・住民税・事業税などを控除した金額のことで、当期の経営活動の結果として企業に留保される金額です。

※なお、当期純利益に前期から繰越された未処分利益を加えた金額を「当期未処分利益」と呼びますが、この額については損益計算書上ではなく、貸借対照表および株主資本等計算書に記載されます。

損　益　計　算　書

東西商事株式会社　　自平成Y年4月1日　至平成X年3月31日　　（単位：千円）

Ⅰ　売上高		10,000	
Ⅱ　売上原価			期首商品棚卸高
1.期首商品棚卸高	2,000		＋当期商品仕入高
2.当期商品仕入高	4,000		−期末商品棚卸高
合　計	6,000		売上原価
3.期末商品棚卸高	600		
差　引	5,400		売上高
4.棚卸減耗費	100	5,500	−売上原価
売上総利益		4,500	売上総利益
Ⅲ　販売費及び一般管理費			
1.給料	1,000		売上総利益
2.貸倒引当金繰入	60		−販管費
3.減価償却費	500	1,560	営業利益
営業利益		2,940	
Ⅳ　営業外収益			営業利益
受取利息		400	＋営業外収益
Ⅴ　営業外費用			−営業外費用
1.有価証券評価損	100		経常利益
2.商品評価損	50	150	
経常利益		3,190	
Ⅵ　特別利益			
固定資産売却益		1,000	
Ⅶ　特別損失			
固定資産売却損		800	
税引前当期純利益		3,390	
法人税等		1,500	
当期純利益		1,890	

5 キャッシュ・フロー計算書の内容

キャッシュ・フロー計算書は、事業年度における「現金および現金同等物」（キャッシュ）の流れを表した計算書です。

損益計算書で計算されている収益と費用は、取引が発生した時点、もしくはそれに準じるタイミングで計上されます。しかし、実際には収益が上がってもその代金としての現金を回収するのはその後になることが普通です。費用についても、収益に対する原価のみが計上されるので、在庫分に支出した現金は費用とならないことが普通です。

これに対してキャッシュ・フロー計算書では、現金の収入分と支出分から現在の現預金残高の増減額を計算します。常に現実と解離することなくキャッシュの動きが計算されます。

収益－費用＝利益（または損失）
収入－支出＝現預金残高の増減額＝キャッシュ・フロー

キャッシュ・フロー計算書は、貸借対照表と損益計算書を基に作成できます。会社法ではキャッシュ・フロー計算書の作成は義務付けられていませんが、経営管理上、その実態を把握するために重要な計算書ですので、多くの会社でキャッシュ・フロー計算書を作成しておくことが望ましいと言えます。

キャッシュ・フロー計算書は、営業活動によるキャッシュ・フロー（営業 C/F）、投資活動によるキャッシュ・フロー（投資 C/F）、財務活動によるキャッシュ・フロー（財務 C/F）の 3 つに分けて計算されます。その上で、期首残高と増減額から、期末のキャッシュ残高が計算されます。

キャッシュの増減額＝営業 C/F ＋投資 C/F ＋財務 C/F
キャッシュ残高＝期首キャッシュ残高＋キャッシュの増減額

(1) 営業キャッシュフロー

本業による収入と支出の差額です。損益計算書の「税引前当期純利益」（税金等調整前当期純利益）から計算をスタートさせ、“支出を伴わない費用”（減価

償却費、引当金の増加額、仕入債務の増加額など）をプラス。同時に“収入を伴わない利益”（売上債権の増加額、棚卸資産の増加額など）および税金の支払額などをマイナスして、計算します。

順調に事業が進められている場合、この額は一般にプラスとなります。マイナスの場合は、少なくとも日常的な活動で現金が不足する方向に動いていることを示します。

(2) 投資キャッシュ・フロー

固定資産、金融資産などへの支出や、売却をした場合の収入による現金の流れを示します。

一般に、事業を行っていくためには設備投資など何らかの投資が必要なため、活発に活動をしている企業の場合、この額はマイナスになる（現金を投資のために支出する）ことが多いといえます。事業を維持するために支出しなければならないと投資分といってもよいでしょう。プラスの場合は、会社の持っている固定資産や株、債権などを売った金額が投資分を上回っていることを示します。

なお営業キャッシュ・フローと投資キャッシュ・フローまでを足しあわせたものを、一般に「フリー・キャッシュ・フロー」と呼びます（※1）。フリー・キャッシュ・フローは、自由に使える資金

(3) 財務キャッシュ・フロー

事業を進めるにあたって資金をどの程度調達し、また返済したかを示します。資金調達の手段としては、銀行等からの長期・短期の借入、社債の発行、新株の発行など直接金融、間接金融それぞれあります。これらすべての資金調達は損益計算書にまったく表れることなく、貸借対照表上で前期からの残高の増減として表れます。この増減部分を、財務キャッシュ・フローとして明確にするわけです。

資金調達には、調達コストがかかります。具体的には株主に対する配当金の支払額がその代表的な項目で、この額は財務キャッシュ・フローにおいてマイナスします（※ 2）。

キャッシュ・フロー計算書
自平成X年4月1日　至平成X年3月31日（単位：千円）

Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益(+)		3,390
減価償却費(+)		500
退職給与引当金の増加額(+)		50
受取利息及び受取配当金(−)		△400
支払利息・割引料(+)		60
有価証券売却益(−)		△100
売上債権の増加額(−)		△120
棚卸資産の増加額(−)		80
仕入債務の増加額(+)		40
	小計	3,500
利息及び配当金の受領額		400
利息の支払額		△60
法人税等の支払額		△1,500
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,340
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出(−)		△2,000
有形固定資産の売却による収入(+)		100
有価証券の取得による支出(−)		△400
有価証券の売却による収入(+)		100
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2,200
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の借入による収入(+)		500
短期借入金の返済による支出(−)		△700
長期借入金の借入による収入(+)		1,600
長期借入金の返済による支出(−)		△1,300
配当金の支払額(−)		△30
財務活動によるキャッシュ・フロー		70
Ⅳ 現金及び現金同等物の増減額		210
Ⅴ 現金及び現金同等物の期首残高		800
Ⅵ 現金及び現金同等物の期末残高		1,010

※1　フリー・キャッシュ・フローの定義はいくつかあり、ここで示した定義以外のものを指すことも多いので注意が必要です。

※2　借入金のコストは、営業キャッシュ・フローの段階で、「利息の支払額」として計上されています。（当期純利益にいったんプラスして小計をとった後に）キャッシュのマイナスとして計上されていますので、財務キャッシュフローでは再度コストとしてマイナスしません。

6 株主資本等変動計算書の内容

会社の経営活動結果として、当期において「利益」または「損失」が発生します。この変動額は、株主資本の増減を意味します。増減分は、株主に対する「配当」として処分するか、積立金などの資産として内部に留保するか、経営方針によって異なります。当期に発生した利益または損失をどのように割り振るかについては、株主総会などでその承認を得なければなりません。

利益とは別に、新株の発行などにより株主資本の額が変動することがあります。

「株主資本等計算書」とは、貸借対照表の「純資産の部」の変動を詳しくまとめたもので、主として株主資本の各項目の変動理由を報告するために作成される決算書といえます。前期末の残高と当期の変動額から、項目別に当期末の残高を計算します。

合同会社、合資会社、合名会社においては「社員資本等変動計算書」と呼びます。

(1) 出資に関わる株主資本の変動

①資本金

株主資本の最も中心となるものが「資本金」ですが、新株発行などにより新たな出資を得ると資本金が増加します。逆に自己株式を処分すると、資本金は減少します。

②資本剰余金

「資本剰余金」は、「資本準備金」と「その他資本剰余金」に分けられます。うち資本準備金とは、株式発行で払い込みを受けた金額のうち、資本金には入れずに別途積み立てておく額のことです。株式交換や株式移転などによる差益も、資本準備金の一部として計算されます。会社法によって、資本準備金を積み立てることが義務付けられています。

自己株式の処分差益や、資本金および資本準備金の取り崩しによって生じる差益差損は「その他資本剰余金」として計算します。

(2) 事業の損益がもたらす株主資本の変動

利益剰余金は、損益取引により生じた剰余金のことで、大きく「利益準備金」「任意積立金」「繰越利益剰余金」に分類できます。いわゆる「利益処分」にあたる部分で、前項の出資に関わる株主資本の変動と明確に区別されます。

①利益準備金

配当や役員賞与により会社の外に支出する事項については、その支出額の1/10 以上を、（資本準備金と合計して資本金の 1/4 に達するまで）積み立てることが義務付けられています。

②任意積立金

株主総会の決議などを経て会社が独自の判断で積み立てるものの総称です。例えば、設定目的がはっきりしている「研究開発積立金」「事業拡張積立金」「退職給付積立金」、積立目的がない「別途積立金」などが該当します。

③繰越利益剰余金

まだ処分方法が決まらないまま社内に保留されている利益のことです。従来「当期未処分利益」という名称でしたが、会社法施行後に「繰越利益剰余金」という名称に変わりました。

当期の利益は、大きく「内部留保」するか「外部流出」させるかの 2 つに分類できます。内部留保とは、会社の内部に資金を留保して、会社の外に出て行かない部分のことで、利益準備金、任意積立金への振替のほか、このまま来期以降まで利益剰余金として繰り越した金額を指します。

外部流出は、会社の外に資金を支出することで、主に株主などに対する「配当」が該当します。

(3) その他の記載事項

株主資本等変動計算書では、上記株主資本の変動の他に、次の内容を記載することになっています。これらをすべて含めることで、貸借対照表における「純資産の部」合計額が一致します。

①**評価・換算差額**（有価証券の時価評価差額、土地の再評価差額、為替換算調整など）

②**新株予約権**

③**少数株主持分**（連結決算においてのみ）

株主資本等変更計算書

自平成X年4月1日　至平成X年3月31日

（単位：千円）

			株主資本						評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
			資本金	資本剰余金	利益剰余金			計			
					利益準備金	その他の利益剰余金					
						任意積立金	繰越利益剰余金				
前期末残高			700	300	47	450	253	1,750	△120	150	1,780
当期変動額	株主資本	株式の発行	100	50				150			150
		剰余金の配当					△30	△30			△30
		剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て			3		△3				
		任意積立金積立て				100	△100	0			0
		任意積立金取り崩し				△50	50	0			0
		当期純利益					130	130			130
	株主資本以外（純額）								△30		△30
	計		100	50	3	50	47	250	△30		220
当期末残高			800	350	50	500	300	2,000	△150	150	2,000

7 製造原価報告書・個別注記表・附属明細書・事業報告書

(1) 製造原価報告書

製造業者は、一般に決算書に製造原価報告書を作成して添付します。この報告書では、その事業年度に発生した材料費・労務費・経費を合計して当期総費用を計算します。これに、期首仕掛品棚卸高を加算し、期末仕掛品棚卸高を控除して当期の製造原価を記載します。

製造原価報告書には、製品等を製造するために消費した費用を記載し、販売・管理活動に伴うものは、損益計算書に記載します。

製造原価報告書

自平成Y年4月1日　至平成X年3月31日

Ⅰ 直接材料費		
1.期首材料棚卸高	1,600	
2.当期材料仕入高	6,000	
合計	7,600	
3.期末材料棚卸高	2,600	5,000
Ⅱ 直接労務費		4,000
Ⅲ 直接経費		3,000
Ⅳ 製造間接費		
1.間接材料費	2,500	
2.間接工賃費	1,500	
3.賃借料	500	
4.減価償却費	400	
⋮	⋮	8,000
当期総製造費		20,000
期首仕掛品棚卸高		5,000
合計		25,000
期末仕掛品棚卸高		7,000
当期製品製造原価		18,000

(2) 個別注記表

個別注記表は、損益計算書や貸借対照表及び株主資本等変動計算書の記載を補足するものです。従来、それぞれの計算表の脚注などで付記されているのが普通でしたが、平成 18 年に施行された会社法で、新たに計算書類として設定されました。公開会社／非公開会社、会計監査人設置会社／会計監査人設置会社でない会社、の違いにより、注記を要求される項目が異なります。

なお、必ず「注記表」という書面として作成されなければならないというものではなく、従来通り貸借対照表等の注記事項として起債することも認められています。会社法に示されている内容は次のとおりです。

①継続企業の前提に関する注記
②重要な会計方針に係る事項に関する注記
③会計方針の変更に関する注記
④表示方法の変更に関する注記
⑤会計上の見積りの変更に関する注記
⑥誤謬の訂正に関する注記
⑦貸借対照表に関する注記
⑧損益計算書に関する注記
⑨株主資本等変動計算書に関する注記
⑩税効果会計に関する注記
⑪リースにより使用する固定資産に関する注記
⑫金融商品に関する注記
⑬賃貸等不動産に関する注記
⑭持分法損益等に関する注記
⑮関連当事者との取引に関する注記
⑯一株当たり情報に関する注記
⑰重要な後発事象に関する注記
⑱連結配当規制適用会社に関する注記
⑲その他の注記

(3) 附属明細書

附属明細書は、主に損益計算書や貸借対照表の主要項目の明細や、増減を表

形式で詳細に示すものです。「個別注記表」と同様にそれぞれの表を補足するものですが、こちらは注記というより、数値の増減を定量的に計算したものです。

会社法においては「計算書類に係る附属明細書」として、次の内容を記載することになっています。

①有形固定資産および無形固定資産の明細
②引当金の明細
③販売費及び一般管理費の明細
④関連当事者との取引に関する注記のうち省略した事項
⑤株式会社の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項

(4) 事業報告書

事業報告書は、狭義には、旧商法で「営業報告書」と呼ばれていたもののことで、会社の内容を簡潔に説明する書類です。会社法においては、「会計に関連しない事項」を「事業報告に係る附属明細書」として作成することになっています。一般に、次のような内容を含みます。

①会社の状況に関する重要な事項。主要事業内容・営業所及び工場・株式の状況・従業員の状況等
②内部統制システムの整備に関する事項
③会社役員に関する事項
④株式、新株予約権など、会社支配に関する事項

なお、広義の意味での「事業報告書」は、会計に関連することも関連しないことも含め、その会社の経営状態を説明するための資料を指します。一般に株式公開企業は、出資者等に向けて幅広く事業の内容を説明した「事業報告書」をまとめ、公表しています。